

肢体不自由

✓ 肢体不自由とは

「肢体不自由」とは四肢・体幹が病気や怪我で損なわれ、永続的に日常生活において不自由や困難が生じている状態をいいます。肢体不自由のある人は日常的な動作（移動・食事・排泄など）に加え、作業動作（文字を書く・パソコンを打つなど）についても困難さが生じます。

●分類と説明

脳	脳性麻痺	受胎から新生児の間に何らかの原因で受けた脳損傷の結果、姿勢・運動面に異常をきたした状態。自分で歩行できる状態から車いすが必要な状態まで、移動機能や手指機能の障害に幅がある。
	脳血管障害	脳血管が破れたり、詰まったりすることで、脳の細胞が壊れてしまう脳損傷状態。脳細胞が損傷を受けると、筋が突っ張る痙性運動麻痺などになる。自分で歩行できる状態から車いすが必要な状態まで、移動機能や手指機能の障害に幅がある。
脊髄・末梢神経	脊髄損傷	スポーツや交通事故などによる脊髄損傷で、腕や足の動作や姿勢の保持が難しい状態。
	二分脊椎	胎児期による器官発生障害で、主に腰の脊椎の癒合不全によって下肢機能が失われる状態。
	シャルコー・マリー・トゥース病	遺伝性の末梢神経疾患で、手足等の末端から運動および感覚神経の機能が障害される状態。
	ALS（筋萎縮性側索硬化症）	筋肉を働かせる神経機能が失われるために、動いたり、呼吸したりすることができなくなる原因不明の疾患。進行していき、要介助で人工呼吸器の使用が必要となる。
筋	筋ジストロフィー	筋そのものが衰え萎縮していく疾患。いくつかの型があり、「デュシェンヌ型」は15歳ごろには要全介助となり、人工呼吸器が必要となる。これ以外の筋疾患をミオパチーという。
骨	四肢欠損	先天奇形、指や腕の欠損がある状態。
	変形性股関節症	股関節の軟骨がすり減って、関節の可動域制限や筋萎縮による筋低下、患側下肢の短縮、それらによる跛行といった症状が見られる。
	骨形成不全症	生まれつき骨が著しく脆く、成人までに骨折が多く見られる。

✓ 肢体不自由がある人の困難さ

時期	内容
試験	<ul style="list-style-type: none"> ●筆記などの動作に時間がかかるため、所定時間内での回答が難しい ●着席や所定の座席での受験が難しい
修学	<ul style="list-style-type: none"> ●ページをめくるなどの紙の取り扱いが難しい ●板書をノートに書き写すことが難しい ●実験などの細かい操作が難しい
生活	<ul style="list-style-type: none"> ●段差が多い場所やエレベーターがない場所での移動が難しい ●食事やトイレに介助者が必要な場合がある ●荷物の持ち運びが難しい
災害	<ul style="list-style-type: none"> ●即座に一人で避難することができない ●避難ルートの確保が難しい ●避難先がバリアフリーではない場合、移動や生活が難しい

✓ 肢体不自由がある人への支援

肢体不自由がある人への「合理的配慮」は、物理的なバリアを取り除くことや日常的な動作への補助などの内容が考えられます。例えば、修学面では、「物理的環境への配慮」として高さの調節が可能な専用机や専用いすといった修学環境を整える支援機器の貸し出し、「意思疎通の配慮」として授業で使用する教材の提供形式（データ化など）の工夫、「ルール・慣行の柔軟な変更」として身体の活動制限に応じた授業内容や評価方法の工夫などの支援内容が考えられます。一方で、生活面ではエレベーターやスロープの設置といった設備改善や介助者の配置などが支援として考えられます。

肢体不自由といっても、個人の症状や程度により支援の方法が異なるため、申請者本人と周囲で十分な打ち合わせ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。

● 合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 支援機器の貸し出し (車いす、専用机、専用いす、足台など) アクセスしやすい教室への変更 座席の確保 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> エレベーターやスロープの設置 車いすが通ることができる通路の確保 専用ロッカーの確保 駐車場の確保 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する教材や内容の事前伝達 ノートテイクや介助者など支援者の配置 授業で使用する資料の提供形式の工夫 (データでの送付、紙面のホチキス止めをしないなど) 問題用紙や解答用紙の拡大 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 話しやすい位置の確認や話し方の工夫 図書館資料などのテキストデータ化 車いすの移動支援や食事、排せつに関する介助者の配置 自筆が必要な書面への介助者などによる代筆の許可 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 活動制限に応じた授業内容や評価方法の変更 レポートや試験などの解答方法の変更 遠隔授業システムを用いた受講の許可 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 自家用車での入校許可 外部から派遣された介助者の同伴許可

● 災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。肢体不自由がある人については、災害時の避難場所へ移動する際の補助や、避難所での生活介助、急な体調不良が生じた際の医療機関との連携が必要になります。

✓ 肢体不自由がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業との連携

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して大学敷地内で修学に必要な身体介護などを提供し、もって障害者の社会参加を促進することを目的とした制度です。詳細については、市の保健福祉局障がい者部へお尋ねください！

介助ベルト

災害時に体の不自由な人や病気の人などを避難させる際、素早く安全に避難することを目的とした緊急避難具です。



実際に背負っている様子